

## 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議

今日の森林・林業・木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低迷している実情にあります。

また、近年、自然災害が多発する中で、産地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安心・安全の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されています。さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.9%確保対策の着実な実行も急務となっています。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、① 多様で健全な森林への誘導、② 国土保全等の推進、③ 林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等対策を進めていくこととされました。

したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するためには、下記施策の実行と、これに要する平成19年度予算の確保が不可欠であり、国の責任において、特段の御尽力を賜るよう切に要望いたします。

### 記

1. 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業施策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講ずること。
2. 国産材利用、安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。

3. 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸対策の確保を図ること。
4. 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。
5. 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
6. 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。  
特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

平成18年12月26日

宮崎県都城市議会